平成２５年（フ）第１１１１２号
埼玉県さいたま市中央区桜丘２丁目６―13
マーサⅡ201
債務者　祝　　大地
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪山　雄央
4　破産債権の届出期間　平成25年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月７日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１１３号
埼玉県さいたま市中央区桜丘２丁目６―13
マーサⅡ201
債務者　祝　加奈子
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪山　雄央
4　破産債権の届出期間　平成25年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月７日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１０５号
東京都墨田区文花１丁目32―２―1015
債務者　中村　　剛
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渋谷　和洋
4　破産債権の届出期間　平成25年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２１号
京都市中京区壬生馬場町19―３　デトムワン二条城南602号室、住民票上の住所京都市下京区東洞院通塩小路上る東入東塩小路町556番地　ホワイトホテル
債務者　伊藤　雅夫
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舩橋　恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２６９６号
大阪府枚方市出口５丁目35番26号、前住所大阪市住吉区苅田10丁目６番32―1003号
債務者　塩貝　誠至
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村川　昌弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４２０号
大阪府豊中市北桜塚４丁目５番38―510号
債務者　藤田　淳一
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三好　吉安
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６１３号
大阪市中央区玉造１丁目４番14―1003号
債務者　矢田　晴彦
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　宏海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月16日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６６１号
大阪市都島区友渕町１丁目３番11―1106号、前住所大阪市城東区成育３丁目13番22号
債務者　山本　　一
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北野　了考
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月16日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７０６号
大阪市大正区千島１丁目30番26号
債務者　ビックスラボことビックスラボラトリーこと　上原　　哲
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細井　信秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６９号
福井市南四ツ居２丁目15番29号　コーポ吉川101号
債務者　畠中　一人
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　正邦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７７２号
愛知県瀬戸市幡野町81番地の17
債務者　栄興コンサルタントこと　鈴木　幹夫
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春馬　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２７号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目11番11号　上野ビル502号
債務者　前田多喜男
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂免　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４６１６号
大阪市天王寺区勝山１丁目11番14―104号
債務者　岡田　利弘
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂川　雄一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月23日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７０４号
大阪市城東区関目２丁目８番４―705号
債務者　津守　信裕
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　脇田　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７２４号
大阪府阪南市舞３丁目２番９号
債務者　倉田　旬時
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　亜子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９１号
群馬県北群馬郡榛東村大字新井1867番地５
債務者　市川　圭太
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷田　　良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係